

福 指 第 1 9 5 号
令和 5 年 5 月 11 日

(介護予防) 地域密着型サービス事業所 管理者 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

運営推進会議の開催義務にかかる臨時的免除の終了について (通知)

標記の件について、令和 5 年 5 月 1 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」を受け、下記のとおり取扱うこととします。

記

「新型コロナウイルスの感染予防・まん延防止のための運営推進会議の開催義務の臨時的免除について (通知)」(福岡市通知令和 2 年 2 月 25 日付保指第 1223 号) の取扱いを終了とします。

(1) 免除取扱い終了日
令和 5 年 5 月 7 日

(2) 今後の運営推進会議の開催について

- ・感染防止に十分な配慮をお願いします。
- ・開催方法については、対面開催、若しくは、オンラインで行ってください。(書面開催は不可)

(3) 認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施免除」の要件について、運営推進会議を開催しない場合における特例の取扱いも終了とします。

【問い合わせ先】

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課
施設指導係 (TEL : 092-711-4319)
在宅指導係 (TEL : 092-711-4257)